

# 令和7年度綾部市建設工事等指名競争入札参加資格審査申請について

令和6年12月  
建設部監理課

令和7年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。

## 1 受付期間等

区 分		有効期間	受 付 期 間 (土・日曜、祝日は除く)	提出方法
市内業者	建設工事	令和7年度 (1年)	令和7年2月3日(月) ～ 2月17日(月)	郵送等による送付 (2月17日(月)必着)
	測量・建設 コンサルタント等			

\* 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

\* 「市外業者」は隔年申請のため、令和7年度の受付はありません。

## 2 申請案内・用紙

申請案内及び用紙は、綾部市ホームページからダウンロードして入手してください。入手できない方は、綾部市役所監理課で有償配布します。

綾部市ホームページ → <https://www.city.ayabe.lg.jp/>

産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

## 3 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の記載をした場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が指定順に綴られているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。両面コピー等の活用で省資源にご協力ください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受け付けていません。

#### 4 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、令和7年度に新規登録していただく業者の皆様については、令和7年の4月以降に利用者登録をしていただきますようお願いいたします。

電子入札を利用するには、電子入札用のICカード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <https://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

#### 5 提出について

提出書類 別紙提出書類の一覧表に記載

提出部数 1部

体裁 クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、受領書および返信用封筒は綴じ込まずに添付してください。

提出方法 郵送等による送付を原則とします。

必ず申請期間の期限までに到着するよう送付してください。期限を過ぎてから到着した申請は受理できません。

提出先 〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課

#### 6 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

TEL：0773-42-4276（直通）

FAX：0773-42-4406（総務課向け）

E-Mail：[kanri@city.ayabe.lg.jp](mailto:kanri@city.ayabe.lg.jp)

## 【測量・建設コンサルタント等】

### 申請に当たって

綾部市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受けていただくこととなります。

については、令和7年度において、測量等業務に係る入札参加資格審査を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

#### 1 指名競争入札に参加することができる方

測量等業務の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 測量法第55条第1項の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録、建築士法第23条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者、建築士法施工規則第17条の18に規定する建築設備士（同施工規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。）を専任で置いていない者等、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

#### 2 申請受付期間等

市内業者	令和7年2月3日（月）～令和7年2月17日（月）	郵送等による送付
市外業者	隔年申請のため、令和7年度の受付はありません。	

市内業者は令和7年2月17日（月）必着です。

#### 3 提出先、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

#### 4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和8年3月31日まで。
------	--------------------------------

## 市内業者用

### 5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市 様式1	1	
②	測量等実績調書	市 様式2	1	
③	技術者経歴書	市 様式3	1	
④	営業所一覧表	市 様式4	1	
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和6年11月1日以降のもの。 写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
⑥	登録証明書等	(発行機関)	1	令和6年11月1日以降のもの。 写しでも可。 ※1
⑦	財務諸表類		1	(法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類。
				(個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書。
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和6年11月1日以降のもの。 写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。 電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号	1	令和7年1月7日以降のもの。 個人事業主は令和7年2月1日以降のもの。原本提出。 ※3
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※4
⑩	誓約書	市	1	
⑪	振込先確認書	市	1	
⑫	受領書	市	1	切手貼付の返信用封筒を同封してください。

### 【留意事項等】

※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)

※2 ⑧「納税証明書[国税]」はオンライン(e-Tax)で請求・受取ができます。納税証明書(電子交付用)のPDF形式を選択した場合、オンライン(e-Tax)でダウンロードしたデータを印刷してください(期間内であれば何枚でも印刷できます)。

「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに [kanri@city.ayabe.lg.jp](mailto:kanri@city.ayabe.lg.jp)

へEメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。

※3 ⑧「市税納税証明書」については、法人の場合は令和7年1月7日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和7年2月1日以降に取得してください。1月31日以前に申請される場合は、令和6年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和7年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

## 6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑪～⑫は綴じずに添付してください。

## 7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

---

## 資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出**をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<https://www.city.ayabe.lg.jp/0000001846.html>